

小規模保育事業所 聖愛クロス保育園 東粉浜 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	株式会社 OCC キッズ
事業者の所在地	大阪市阿倍野区丸山通1-3-61
事業者の電話番号・FAX	TEL 06-4398-6008 / FAX 06-6651-2882
代表者氏名	代表取締役 根岸 正州

2 事業の概要

種別	小規模保育事業A型
名称	聖愛クロス保育園 東粉浜
所在地	大阪市住吉区東粉浜三丁目20番7号
電話番号・FAX	TEL 06-6673-2777 / FAX 06-6673-2778
責任者氏名	園長 中崎 郁美 (なかざき いくみ)
開設年月日	平成29年4月1日
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認可定員	0歳児 6名 1歳児 6名 2歳児 7名
利用定員(年齢別)	満1歳以上満3歳未満の児童 13名 満1歳未満の児童 6名
事業所番号	2710052002617
ホームページ	https://www.occ.ed.jp/higashikohama/

3 事業の目的、運営方針

聖愛クロス保育園 東粉浜(「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備の概要

(1) 施設

園舎	構造	鉄筋コンクリート造6階建のうち1階
	延床面積	129.34㎡
屋外遊戯場	地上園庭 47.27㎡ 公園 1540㎡	

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児又は保育室	1室	
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

5 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（１）特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記８に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり所属職員を監督	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う		5	4	
保育補助	保育士の補助業務を行う。	2		2	
栄養士	献立を作成する。	1	1		
調理員	給食、おやつを調理する	2	1	1	

〈各職種の勤務体系〉

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（午前9時00分から午後6時00分）
保育士	正規の勤務時間帯（午前7時30分から午後6時30分）
保育補助	正規の勤務時間帯（午前8時30分から午後5時30分）
栄養士・調理員	正規の勤務時間帯（午前8時から午後5時）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日まで（※下記日にちは除く）
休園日	日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

8 保育を提供する時間

（１）開所時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日	午前7時30分から午後6時30分まで

（２）保育標準時間認定証を交付された方（最大11時間）

月曜日から金曜日の保育時間	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間	午前7時30分から午後6時30分まで

（３）保育短時間認定証を交付された方（最大8時間）

月曜日から金曜日の保育時間	午前8時00分から午後4時00分まで
土曜日の保育時間	午前8時00分から午後4時00分まで
延長保育時間	午前7時30分から午前8時00分まで 午後4時00分から午後6時30分まで

（４）留意事項

- １） 実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

２） やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後６時３０分までの範囲内で時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、お支払いいただく通常保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

９ 食事の提供を行う日、アレルギー対応状況

（１）食事の提供方法

自園調理

（２）食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

クラス	午前間食	昼食	午後間食
０歳児	９時３０分頃	１１時頃	１５時頃
１歳児	９時３０分頃	１１時頃	１５時頃
２歳児	９時３０分頃	１１時頃	１５時頃

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

（３）食物アレルギー（除去食・代替食）について

食物アレルギー源（アレルゲン）とされる食物は広範に及びますが、成長期にある乳幼児の食事から、発育上必要な栄養を安易に除くことの危険性も指摘されています。

このため保育園では、次のとおり対応しています。

- １．医師が摂取することを禁じている食物を提供することは適切ではないため、医師の診断書に基づき、アレルゲンとされる食物を除去し、出来る限り代替りの食品に替えた代替食を提供します。
- ２．アレルギー症状があり、除去の必要なお子さんは、定期的に医師の診断を受け、症状と医師の指示内容をその都度お知らせください。
- ３．原因食物の除去を止める場合も、医師の診断に基づいて行います。
- ４．偏食については時間をかけ苦手な食材も食べられるように指導しますのでご家庭でもご協力ください。

１０ 利用料金

（１）特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割り計算で算定します。

（２）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

ア（１）に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

支払方法

保育費用については、園は月末締めで当月分の明細書を作成し、翌月１０日までに保護者に請求し法人指定の金融機関へ毎月１５日に振り込みの方法又は、保護者指定口座からの引き落とし（翌月２８日）により徴収いたします。※口座引き落としに係る手数料とし、別表に掲げる費用を負担していただきます。

１１ 特別支援教育・障がい児保育について

当園は、地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考えとして可能な限り障がい児保育を行います。

1.2 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

1.3 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.4 嘱託医

以下の医療機関（小児科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	七條医院（内科、小児科）
医 院 長 名	七條 高志
所 在 地	大阪市住之江区粉浜2-1-24
電 話 番 号	06-6671-7138

以下の医療機関（歯科）嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	とよだ歯科・こども矯正歯科（歯科）
医 院 長 名	豊田 正伍
所 在 地	大阪市住吉区東粉浜3-21-2
電 話 番 号	06-6674-1010

1.5 緊急時における対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・消火器	有
	・誘導灯	有	・スプリンクラー	無
	・非常警報装置	有	・避難器具	無
	・カーテン、敷物、建具などの防災処理		有	
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。			

1.7 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止の為、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等相談窓口

当園では要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 丸尾 恭代 ・利用時間 午前9時00分～午後18時00分 ・電話番号 06-6673-2777 FAX 06-6673-2778 担当者が不在の場合は他の職員までお申してください。
第三者委員	・担当者 東粉浜地区民生児童委員 増田 眞 ・電話番号 06-6671-0469

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています

19 利用者に対する賠償責任保険の加入状況

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険の内容	施設内で事故が起きた際の損害賠償保険
保険金額	最高 3億円

園児が保育園の管理下において、負傷・疾病などの災害にあわれた場合に備え、日本スポーツ振興センターの災害共済にご加入していただいています。

※園児個人の任意加入となります。保護者負担金210円（年額）

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	施設内で発生した災害の際の災害共済給付制度
保険金額	リーフレット参照

20 園児の利用状況（毎年5月1日現在）

クラス	令和5年度	令和4年度	令和3年度
0歳児	3人	4人	5人
1歳児	6人	6人	5人
2歳児	7人	6人	6人
合計	16人	16人	16人

21 第三者の評価受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和6年度実施	評価決定：令和7年2月14日
自己評価の実施状況	毎年度実施	概ね良好

22 子ども・子育て支援法39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

23 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保できるよう、園を連携施設として設定しています。連携施設への入園を希望される場合は、6月までに必ず、園長の方までお知らせください。（連携施設への個別連絡は控えてください。）また、連携施設を含めて、保育園への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入

園できない場合もありますのでご了承ください。

(1) 連携内容

- ア 食事の提供に関する支援
- イ 嘱託医による健康診断等に関する支援
- ウ 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- エ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供
- オ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受け入れ

(2) 連携施設

ア 聖愛クロス保育園 住吉

運 営 主 体	株式会社 OCC キッズ
所 在 地	大阪市住吉区住吉二丁目10番23号
連 携 内 容	・食事の提供に関する支援 ・嘱託医による健康診断等に関する支援 ・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供 ・当園における保育の提供終了後の継続的な受け入れ
電 話 番 号	06-6676-5511

イ すくすくの杜 あびこ園

運 営 主 体	社会福祉法人すくすくどろんこの会
所 在 地	大阪市住吉区我孫子四丁目9番12号
連 携 内 容	・当園における保育の提供終了後の継続的な受け入れ
電 話 番 号	06-6691-3233

ウ 学校法人東粉浜幼稚園 認定こども園 東粉浜幼稚園

運 営 主 体	学校法人 東粉浜幼稚園（幼稚園型認定こども園）
所 在 地	大阪市住吉区東粉浜二丁目十一番十四号
連 携 内 容	・当園における保育の提供終了後の継続的な受け入れ
電 話 番 号	06-6671-7875

2.4 健康診断

次の通り健康診断を実施しています。

項 目	対 象	内 容 な ど
内 科 検 診	全 園 児	年2回（春・秋）嘱託医が行います。
歯 科 検 診	全 園 児	年1回 嘱託歯科医が行います。
身長・体重の測定	全 園 児	月1回、計測後お知らせします。

2.5 当園におけるその他の留意事項

喫煙	園内及び敷地周辺はすべて禁煙です。
政治・宗教 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
携帯電話	園内での携帯電話の使用はお控えください。
園内での飲食	園内での飲食は原則禁止です。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : 聖愛クロス保育園 東粉浜

所在地 : 大阪市住吉区東粉浜 3-20-7

説明者職名 : 園長 氏名 中崎 郁美 印

私は、書面に基づいて聖愛クロス保育園 東粉浜の利用にあたり、重要事項の説明を受け同意しました。

年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 : 印（署名でも可）

児童から見た続柄 :

別表

保育料以外に必要な諸費用について

保育料の他に実費にて以下の保育用品が必要となります。

入園の際に必要なもの

① お知らせケース	2 6 0 円	⑤ のり	1 5 5 円
② 出席カード	3 2 5 円	⑥ クレパス	9 5 0 円
③ 出席シール	2 7 0 円	⑦ スモック	2 0 0 0 円
④ 園帽子	9 4 0 円	⑧ ねんど（2歳児）	3 6 0 円
		⑨ ねんどケース（2歳児）	3 2 0 円

◎保育の提供に要する実費に係る諸費用

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
傷害保険	日本スポーツ振興センター	年額210円
行事費用	発表会、クリスマス会等月間行事、年間製作帳に係る費用	（見込額）300円
園外活動費用	園外活動（遠足等）の交通費並びに入場料等はその都度、実費請求となります。	（見込額）300円
寝具費用	寝具（布団本体、カバー、清掃）に係る費用	550円（税込）

時間外保育に係る諸費用

・延長保育料について

【1】保育短時間利用の方

・1回30分につき 500円 （延長保育時間内に保育が必要な場合）

※保育短時間利用については月額料金の設定がありません。

※別途申込みが必要となり、勤務以外の理由（通院・療養等）は対象なりません。

【利用時間のイメージ】

	7:30	8:00	開園時	16:00	18:30
	←				→
保育 短時間	延長 保育		保育短時間利用		延長保育

※保育園内の時計（登降園システム）、延長保育時間を1分でも過ぎますと徴収させていただきます。

万が一18:30を超えた場合、10分につき1,000円となります。

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収書を交付いたします。

口座引き落とし手数料

【1】口座登録確認料 66円／回（初回登録時のみ）※引落口座変更時は必要となります。

【2】引き落とし手数料 165円／月（毎月の保育料と一緒に徴収させていただきます）